

社会福祉法人信楽寺愛育会
評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償
に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人信楽寺愛育会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条

- (1) 評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。
- (2) 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第2に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。また理事で本会職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(費用弁償の支給)

第5条 本会は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 評議員及び役員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、評議員会等への出席、または、理事会等本会業務等への出席の都度、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月21日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 (評議員の報酬)

役 職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	6,000 円	60,000 円	300,000 円

別表第2 (役員報酬)

役 職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)	年度総額 (合計)
理事	6,000 円	60,000 円	300,000 円
監事	6,000 円	60,000 円	120,000 円